

戸籍証明書等交付請求書(郵送用)

(池田市長宛て)

①～④に必要な事項を記入してください。

(請求日) 年 月 日

①【請求者】

住 所			
氏 名	(ふりがな)	明・大・昭・平・令	昼間の連絡先
		年 月 日生	自宅 () - 携帯 () -
証明に記載する人との関係は？ ☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ☐ その他()			

②【必要な戸籍等の表示】

本籍地	池田市		
筆頭者	(戸籍の最初に記載されている方で、お亡くなりになっていても変わりません。)		(わかる場合は記入してください)
			明・大・昭・平・令 年 月 日生
最近の戸籍の届出	(最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。) いつ (年 月 日) どこに () 市区町村 何の届 () 届を提出		

③【必要な証明書】 通数など必要事項を記入してください。

	謄本・全部 (全部事項証明)	抄本・一部 (個人事項証明)	抄本・一部(個人事項証明)及び6～9の証明の場合 は、必要な方の氏名等を書いてください。	手数料 (1通あたり)
1 戸籍	通	通	必要な方の氏名 (年 月 日生) (明・大・昭・平・令 年 月 日生)	450円
2 除籍	通	通	必要な方の氏名 (年 月 日生) (明・大・昭・平・令 年 月 日生)	750円
3 改製原戸籍	通	通	必要な方の氏名 (年 月 日生) (明・大・昭・平・令 年 月 日生)	750円
4 戸籍の附票	通	通	必要な方の氏名 (年 月 日生) (明・大・昭・平・令 年 月 日生)	300円
	☐ 本籍と筆頭者の表示が必要			
5 改製原戸籍の附票	通	通	() から () まで の住所が必要	300円
6 独身証明書 ※請求は本人のみ		通	必要な方の氏名 (年 月 日生) (明・大・昭・平・令 年 月 日生)	300円
7 身分証明書 ※本人以外の請求には 委任状が必要	☐ 禁治産・準禁治産の宣 告、後見登記の通知を受け ていないことの証明	通	必要な方の氏名 (年 月 日生) (明・大・昭・平・令 年 月 日生)	300円
	☐ 破産宣告の通知を受け ていないことの証明	通		300円
	☐ 上記の両方の証明	通		600円
8 受理証明書 ※届出人以外の請求には 委任状が必要	☐ 出生 ☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ その他 ()	通	届出日 年 月 日 対象者 () ()	350円
9 その他の証明書 ()	通	() 届 必要な方の氏名 () (明・大・昭・平・令 年 月 日生)	届出日 年 月 日	

④【証明書の使用目的(使いみち)】 ☐にチェックをして、必要な項目を記入してください。

☐ 年金 ☐ パスポート ☐ 戸籍の届出 (届) ☐ 登記 ☐ 車の登録・廃車・名義変更 ☐ 資格・免許 ☐ その他 () ☐ 相続 (亡くなった方の氏名：) ☐ 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍が必要 ☐ 亡くなった方の死亡記載のある戸籍のみ必要 ☐ () と () の続柄が分かるもの ☐ その他 ()	特に記載が必要な事項
--	------------

請求方法については、別紙「郵便による戸籍証明書等の請求方法」をご覧ください。

郵便による戸籍証明書等の請求方法

戸籍謄抄本（全部事項証明・個人事項証明）、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地での発行となります。

① 戸籍証明書等交付請求書（郵送用）

- ・記載内容によっては電話確認を要する場合がありますので、請求者の連絡先欄には、携帯電話や勤務先など昼間の時間に必ず連絡がとれる電話番号を記入してください。

② 手数料

- ・手数料の金額は次のページまたは請求書をご覧ください。
- ・手数料は定額小為替、普通為替（いずれもゆうちょ銀行で購入）または現金でご用意ください。現金でご用意いただく場合は、現金書留でお送りください。なお、おつりが発生する場合は定額小為替または切手での返金となりますのでご了承ください。
- ・定額小為替及び普通為替の有効期限は発行日から6ヶ月ですが、郵便事情等による遅延や換金手続きの都合上、発行日から5ヶ月と20日を超えないものをご用意ください。本市到達時に発行日から6ヶ月を経過している場合は、申請書一式を返送させていただくことがあります。

③ 返信用封筒

- ・返送先の宛名を明記のうえ、郵便切手を貼ってください。（戸籍構成員が多い場合や申請通数が複数の場合は、郵便切手を少し多めに入れてください。）
- ・返送先は申請者の住民登録地のみとなります。
- ・請求されてからお手元に届くまで、郵便の往復の配達日数を加えれば10日～2週間が目安と考えられます。（年末年始の休日及び5月の連休などの特別な祝日等が続く場合を除く。また郵便事情により遅延が発生する場合があります。）日数に余裕をもってご請求いただくか、お急ぎの方は速達等をご利用ください。（速達の場合は、返信用封筒に「速達」と赤字記載した上で、別途速達料金が必要です。）
- ・まれに郵便事故が発生することがあります。郵便事故についての責任は負いかねますので、必要に応じて特定記録郵便・簡易書留郵便等をご利用ください。その際は、返信用封筒に「特定記録」「簡易書留」と赤字記載し、必要分の切手を貼ってください。

④ 請求者の本人確認書類の写し

- ・有効期限内の運転免許証・資格確認書・住民基本台帳カード(写真有)・マイナンバーカード(個人番号カード)等の写しで、現住所の記載があるものをご用意ください。（マイナンバーカードは写真貼付面をコピーしてください。）

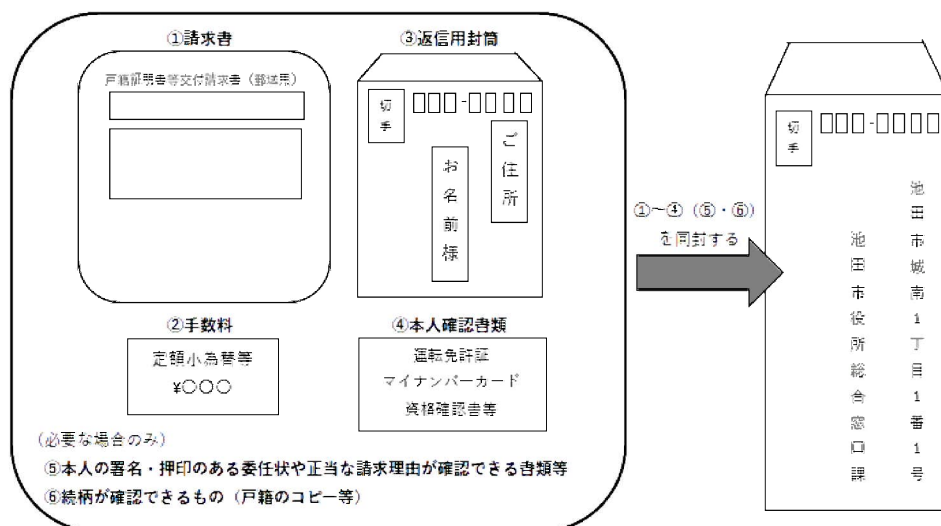
⑤ （本人・配偶者・直系尊属卑属以外の方が請求する場合のみ）本人の署名・押印のある委任状や正当な請求理由が確認できる書類等

- ・使いみちによっては交付できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

⑥ （請求する戸籍に記載のない方が請求する場合）続柄が確認できるもの（戸籍のコピー等）

⑦ 上記①～④（⑤・⑥）を封筒に入れて、池田市役所総合窓口課にご請求ください。

（送付先）〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号 池田市役所 総合窓口課



手数料について

戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）	1 通 4 5 0 円
除籍、原戸籍謄抄本	1 通 7 5 0 円
戸籍、改正原戸籍の附票	1 通 3 0 0 円
独身証明書	1 通 3 0 0 円
身分証明書	1 通 1 事項 3 0 0 円
	1 通 2 事項 6 0 0 円
受理証明書	1 通 3 5 0 円 (賞状様式は 1 通 1, 4 0 0 円)

※手数料は市町村によって異なる場合がありますので、本籍地に確認の上ご請求ください。

戸籍の電算化について

池田市は平成 2 1 年 2 月 7 日に戸籍を改製（コンピュータ化）しました。

これに伴い、平成 2 1 年 2 月 7 日以前に婚姻・死亡などで除籍になっている方や、離婚などの事項は現在の戸籍には記載されません。よって、相続などで親族関係を証明したいときは、改正原戸籍が必要となる場合があります。

また、戸籍の附票も電算化されたため、平成 2 1 年 2 月 7 日以前の住所の履歴は現在の附票には記載されません。車の廃車手続等でさらに過去の住所の履歴が必要な場合は、改正原附票も必要となります。

どのような戸籍・附票を請求すべきか不明な場合はお問い合わせください。

問い合わせ先

池田市 総合窓口課 0 7 2 - 7 5 4 - 6 2 4 3（直通）

（土日祝及び年末年始を除く 平日 8 時 4 5 分～ 1 7 時 1 5 分）

偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、過料に処せられます。